平成２３年（フ）第２１３号
東京都府中市紅葉丘１丁目11番地の９
債務者　遠藤　　進
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永淵　　慎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１４号
東京都府中市紅葉丘１丁目11番地の９
債務者　遠藤津代子
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永淵　　慎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３４号
栃木県栃木市大平町上高島650番地
債務者　大橋　正明
１　決定年月日時　平成23年３月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福永　峰和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第３５号
栃木県栃木市大平町上高島650番地
債務者　大橋　英子
１　決定年月日時　平成23年３月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福永　峰和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月21日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２７３０号
東京都板橋区上板橋３丁目９－２
債務者　後藤亜由美
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７３６号
東京都北区田端新町１丁目20－８　第２久我マンション302
債務者　松本　哲弥
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７３７号
東京都足立区島根２丁目21―22　グリーンハイツⅡ201
債務者　小久保雅弘
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７３８号
東京都足立区中央本町１丁目７－５―202
債務者　鈴木　秀一
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７５２号
東京都新宿区高田馬場４丁目21－３―202
債務者　西村　克浩
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７５６号
東京都世田谷区上野毛４丁目35－５―303
債務者　山本　栄樹
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７７７号
東京都世田谷区若林４丁目16―22―309
債務者　柏木　久恵
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７８９号
東京都新宿区西新宿３丁目10―８　玉田方
債務者　嘉納　克次
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７９５号
東京都足立区平野１丁目21－９―101
債務者　森　ふみ子
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８４９号
東京都足立区六月２丁目18―17―102
債務者　木内　照雄
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８６３号
東京都大田区大森中３丁目28―10―202
債務者　高安　淳一
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８６４号
東京都江戸川区本一色３－４―11―304、住民票上の住所神奈川県横浜市鶴見区下末吉３丁目13―48―205
債務者　重永　和彦
１　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部